

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員等の報酬に関する事項を定める。

(役員)

第2条 役員等とは、定款第20条で定める理事及び監事、第10条で定める評議員をいう。

(報酬及び報酬額)

第3条 役員等報酬は、役員としての業務に係る対価として支払う役員報酬と評議員としての業務にかかる対価として支払う評議員報酬からなる。

2 役員報酬は、評議員会において報酬総額を決定し、別表「役員の報酬総額」に明確にする。

3 個々の役員に対する役員報酬の額は、別紙のとおり職務、役位等勘案して評議員会において決定する。

4 評議員報酬は、定款第13条に定めるとおり無報酬とする。

(支給)

第4条 役員報酬は月給制とし、毎月28日に支給する。但し、支給日が取引銀行の休日にあたるときは、前日に繰り上げて支給する。

(手当)

第5条 役員には、費用として通勤手当及び出張手当を支給する。

(退職慰労金)

第6条 役員が退任するときは、別に定める「役員等退職慰労金（弔慰金）支給規程」に基づき退職慰労金を支給する。

2 前項による支給額等は、評議員会において決議し、理事長が細目を決定する。

(兼務役員の給与)

第7条 役員が管理職を兼務しているときは、その兼務の状況によって、役員報酬と管理職給与に区分して支給する。

2 前項の管理職給与の決定は、理事長が行う。

3 管理職が兼務のまま役員に就任するときは、その就任の前日をもって、「賃金規程」による退職金を算定し、これを支給する。但し、本人の債権として保留することもある。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(付則)

第1条 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

第2条 この規程は、平成23年4月1日に改正し同日施行する。

別表 役員の報酬総額

役員の報酬総額	年額 20,000千円を上限とする。
---------	--------------------